

## VII章 清掃一組及び都処理施設への 持込承認関係

# 1 指定処理施設への持込み

## (1) 持込方法について

一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が、特別区の区域内で発生した事業系一般廃棄物を、指定処理施設に持ち込むには、「継続持込み」又は「臨時持込み」の方法があります。

【清掃一組処理施設への持込み】

※し尿関係は、品川清掃作業所（P.82 参照）へお問い合わせください。

持込形態	申請受付窓口	承認機関
継続持込み	清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係 ※ 一般廃棄物継続持込承認カードの交付を行う。	清掃一組
臨時持込み	排出場所所管区の清掃事務所 ※ 申請書類、排出場所及び内容物の確認等を行う。	

【最終処分場への持込み】

持込形態	申請受付窓口	承認機関
継続持込み	いずれも排出場所所管区の清掃事務所	
臨時持込み		

## (2) 使用車両について

収集運搬業者が持ち込む場合は、要綱に規定する「一般廃棄物収集運搬業の許可基準」を満たしている許可車両を使用してください。

\* 特別区の一般廃棄物収集運搬車両として、承認を受けていない車両は使用できません。

# 2 継続持込みの手続き

一般廃棄物を定期的・継続的に、概ね毎週指定処理施設に持ち込む場合、清掃一組（清掃一組処理施設に搬入する場合）又は排出場所所管区の清掃事務所（最終処分場に搬入する場合）の承認を受ける必要があります。

## (1) 継続持込みの申請手続きについて

### ① 申請場所

持込先	申請受付窓口
清掃一組処理施設	清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係 TEL 6238-0829 (〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館内13階)
最終処分場	排出場所所管区の清掃事務所

### ② 提出書類（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

1	廃棄物継続持込承認申請書【様式No.31】 (控えが必要な場合は2部提出してください。)
---	---

2	同意書【清掃一組ホームページに掲載】 <a href="https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/shinsesho/ippa.html">https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/shinsesho/ippa.html</a>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車の自動車検査証（以下「車検証」という）の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項）</li> <li>・<b>新規申請で空車計量を行った車両を登録する場合</b>空車計量申請書及び計量証明書（空車計量は、コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。）</li> </ul>
4	<b>新規申請の場合</b> 交付後3か月以内の印鑑証明書
5	<b>新規申請で清掃工場への搬入を希望する場合</b> 廃棄物搬入先新設・変更要望書【様式No.34】
6	<b>交付物の受取りを郵送で希望する場合</b> 宛名を明記したレターパック

\* 最終処分場へ搬入する場合の提出書類は、清掃事務所に問い合わせてください。

## (2) 継続持込みの承認・廃止について（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

- ① 申請に対し承認（更新を含む）できる主な要件は以下のとおりです。その他の要件は、別途、「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準」を清掃一組ホームページに掲載していますので、確認してください。
  - ア 条例に基づく廃棄物処理手数料及び延滞金について、督促状による督促を受け、その督促状に記載する指定納期限以降も滞納をしている者に該当しないこと。
  - イ 新規に廃棄物継続持込の承認申請を行う場合は、申請の1か月前から承認までの期間において事業系一般廃棄物を毎週処理施設に搬入している実績があること。ただし、承認後において毎週継続して処理施設へ搬入する見込みが客観的に認められ、管理者が継続持込みを承認することが必要と認める場合は、実績があるものとして取り扱うことができる。
  - ウ 更新のために廃棄物継続持込の承認申請を行う場合は、承認期間中に事業系一般廃棄物を概ね毎週処理施設に継続持込みにより搬入している実績があること。ただし、承認期間の終期の2か月前から更新の承認までの期間において事業系一般廃棄物を毎週処理施設に継続持込みにより搬入している実績があり、管理者が継続持込みを承認することが必要と認める場合は、実績があるものとして取り扱うことができる。
  - エ 5年以内に、継続持込承認を取り消されていないこと。
- ② 継続持込みの承認期間は、許可期間を超えない範囲で2年を限度とします。
 

\* 一般廃棄物処理業の許可期間とは承認期間が異なる場合がありますので注意してください。
- ③ 継続持込みが承認された場合は、廃棄物継続持込承認書と車両ごとに「一般廃棄物継続持込承認カード」（以下「持込承認カード」という。）が交付されます。
- ④ 継続持込みを廃止する場合は、速やかに廃棄物継続持込廃止届【様式No.37】を提出し、持込承認カードを返却してください。

## (3) 持込承認カードの取扱いについて

- ① 各車両は、許可区の排出場所から発生した持込承認廃棄物についてのみ、持込先として記載されている指定処理施設へ持ち込むことができます。

\* 清掃一組処理施設と最終処分場の両方に持ち込む場合には、清掃一組と排出場所所管区の清掃事務所のそれぞれから、持込承認カードの交付を受けてください。

- ② 清掃一組から交付された持込承認カードは、清掃一組処理施設でのみ使用でき、清掃事務所から交付された持込承認カードは、最終処分場でのみ使用することができます。くれぐれも誤って使用することがないように注意してください。
- ③ 車両を変更する場合は、事前に清掃協議会で必要な手続きをしたうえで、清掃一組へ届出を行ってください。旧車両の持込承認カードははさみで裁断するか、返却してください（P.74（6）②参照）。
- ④ 持込承認カードは、曲げや高熱に弱いのでハードケースに収納し、ケースに入れたまま使用してください。また、盗難・紛失防止の措置を講じてください。
- ⑤ 廃棄物継続持込承認書、持込承認カードを紛失・毀損した場合は、清掃一組へ連絡し、継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・既存届兼再交付申請書【No. 36】を提出してください。
- ⑥ 廃棄物継続持込承認書、持込承認カードは、転貸等不正使用をしないでください。
- ⑦ 継続持込みの廃止等で不要となった持込承認カードは、速やかにはさみで裁断するか、返却してください。

#### （4）搬入計画について（清掃工場へ搬入する場合）

- ① 継続的に一般廃棄物を持ち込む収集運搬業者については、持込先及び1日あたりの搬入量が定められています。これを「持込可燃ごみ清掃工場搬入計画（以下「搬入計画」という。）」といいます。

搬入計画は、清掃工場の安定操業等のために定めていますので、指定された持込先及び搬入量を遵守してください。

- ② 持込先の変更希望や、搬入量の増減希望がある場合等は、速やかに清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係へ相談してください。同係では、毎週月曜日付で搬入計画を変更します。

なお、清掃工場周辺住民との操業協定等の関係により搬入量や搬入台数に制限があること、及び清掃工場の受入量の関係上、希望と異なる持込先に割り振られる場合があります。

\* 搬入計画に変更希望が反映されるまでは、希望した持込先・搬入量で持ち込むことはできません。

- ③ 指定された持込先が定期点検や故障等により、持込先を他の清掃工場に変更する場合、継続持込管理システムに登録していただいたメールアドレスへ搬入先変更等のお知らせをEメールでお送りしています。なお、変更が予定期間で終了する場合は、終了のお知らせは行いません。

##### \* 継続持込管理システム

右の二次元コードから継続持込管理システムにアクセスすることでメールアドレスを登録できます。システムに関する詳細は、電話（03-6238-0829）でお問い合わせください。



継続持込管理システム

<https://seisou-23.tokyo/henkou>

#### （5）廃棄物処理手数料について

処理手数料については、持ち込んだ処理施設により請求方法等が異なります。必ず納期限までに指定された方法により納めてください。

清掃一組処理施設に持ち込んだ場合	原則として <b>1か月ごと</b> に、 <b>清掃一組施設管理部管理課 搬入承認・手数料係</b> から、直接、収集運搬業者に処理手数料を請求します。  処理手数料の滞納日数が90日に達したときは、原則搬入の都度、現金で徴収します。この場合、現金を取り扱っていない処理施設、曜日、時間帯には搬入できません。
最終処分場に持ち込んだ場合	原則として <b>3か月ごと</b> に、 <b>持込承認を行った清掃事務所</b> から、直接、収集運搬業者に処理手数料を請求します。

持込ごみ量は、搬入前後の車両総重量を計量し、その差を持込ごみ量とする、二度計量により算定します。二度計量ができない場合には、原則車検証又は空車計量の車両重量をもとに算定します。1度目の計量を行わなかった場合や、不適切な計量を行った場合等は、最大積載量で算定します。また、1度目計量と2度目計量の差が0tの場合、持込ごみ量を10kgとして算定し、処理手数料を計算します。

## (6) 継続持込みの承認内容の変更等について

### ① 申請場所

持込先	申請受付窓口
清掃一組処理施設	清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係 TEL 6238-0829 (〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館内13階)
最終処分場	排出場所所管区の清掃事務所

### ② 提出書類（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

廃棄物継続持込承認変更届【様式No.32】（控えが必要な場合は2部提出してください。）			
添 付 書 類	交付後3か月以内の印鑑証明書	・名称、所在地、代表者、印鑑を変更する場合	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに登録する車両の車検証の写し<small>(ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項)</small></li> <li>・<b>空車計量を行った車両を新たに登録する場合</b>空車計量申請書及び計量証明書<small>(空車計量は、コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。)</small></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに車両を追加する場合（増車）</li> <li>・車両を入れ替える場合（代替）</li> <li>・車両重量を変更する場合</li> <li>・コンテナを変更する場合</li> </ul>	
	一般廃棄物	変更承認書の写し	・新たに車両を追加する場合（増車）
	収集運搬業の許可に関する書類	変更届(届出者控)の写し <small>(清掃協議会の受理印が押印されたもの)</small>	・車両を入れ替える場合（代替）
	宛名を明記したレターパック	・交付物の受取りを郵送で希望する場合	

- \* 減車の場合、電話番号・FAX・送付先（書類等の送付を希望する、主たる所在地とは別の所在地）を変更する場合及び持込承認廃棄物を変更する場合は、廃棄物継続持込承認変更届のみ届出てください（添付書類は不要）。
- \* 代替や減車などの場合で、届出日当日に搬入が無い場合は、上記の添付書類のほか、使用していた車両の持込承認カードを返却してください。
- \* 最終処分場へ搬入する場合の提出書類は、清掃事務所に問い合わせてください。

## (7) 代車の使用について（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

- ① 持込承認車両が故障や車検等で使用できないときは、代車を使用して持ち込むことができます。代車は、同じ車体の形状の車両としてください（例：塵芥車の代車は塵芥車）。
- ② 代車を使用する場合、事前に代車等使用申請書【様式No.33】に代車で使用する車両の車検証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項）を添付して申請してください。また交付物の受取りを郵送で希望する場合は、宛先を明記したレターパックも添付してください。車検証の所有者又は使用者欄が申請者と異なるときは、借り受けていることが確認できる書類（賃貸借契約書や貸出証明書等の写し）も添付してください。なお、清掃協議会へも変更日から10日以内に変更届を提出してください（P.47 表中番号5参照）。
- ③ 代車の使用が承認された場合、代車承認番号を付した代車等使用承認書を交付しますので、持込みの都度受付で提示してください。なお、持込承認カードは使用しないでください。
- ④ 代車を使用して持ち込む場合、早朝、昼休み（12:00～13:00）、夜間及び日曜日の搬入はできません。
- ⑤ 代車を使用する必要がなくなった場合には、速やかに代車等使用承認書を返却してください（郵送可）。

## 3 臨時持込みの手続き

継続持込みの承認を受けていない収集運搬業者が一般廃棄物を指定処理施設に持ち込む場合は、臨時持込みの手続きを行う必要があります。

また、継続持込みの承認を受けている収集運搬業者であっても、事業者から一度に大量に、又は臨時に処理を委託された一般廃棄物などの搬入計画に適合しないものを指定処理施設に持ち込む場合は、臨時持込みの手続きをお願いします。

### (1) 臨時持込みの受付・申請手続きについて

#### ① 受付場所

持込先	受付窓口
清掃一組処理施設	排出場所所管区の清掃事務所 * 清掃事務所では、申請書類、排出場所及び内容物の確認等を行い、運搬先を指示します。最終的に持込みを承認するのは、清掃一組となります。
最終処分場	排出場所所管区の清掃事務所 * 申請書類、排出場所及び内容物の確認等を行い、持込みを承認します。

#### ② 提出書類

1	廃棄物臨時持込確認申請書 * 清掃事務所に備えています。
2	一般廃棄物管理票（P.83「5 一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）」参照） * 臨時持込用については、清掃事務所に備えています。（マニフェスト適用対象事業者の場合は、排出者が自ら用意し作成したものを使用してください。）
3	運搬車の車検証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項）（空車計量を行っている場合は、計量証明書等の写しも添付）

### ③ 提示書類

1	車検証の原本（車両に備え付けのもの）
2	運転免許証（運転者本人のもの）
3	その他、指示のあった書類

### (2) 持込先について

持込先については、臨時持込みの受付けを行った清掃事務所の指示に従ってください。

- \* 搬入計画で定められている持込先とは異なる場合がありますので注意してください。
- \* 臨時持込みは、早朝、昼休み（12:00～13:00）、夜間及び日曜日の搬入はできません。

### (3) 持込承認カードの取扱いについて

臨時持込みで持ち込む場合は、交付されている持込承認カードは使用しないでください。

### (4) 廃棄物処理手数料について

臨時持込みの処理手数料については、以下の方法により納めてください。

清掃一組処理施設に持ち込んだ場合	持ち込んだ処理施設で、直接納めてください（現金払いのみ）。
最終処分場に持ち込んだ場合	持ち込んだ後に、承認を受けた清掃事務所の指示する方法により納めてください。

### (5) その他

- ① 臨時持込みの受付時間や手続きなどの詳細については、排出場所所管区の清掃事務所に問い合わせてください。
- ② 清掃事務所で確認を受けた当日に搬入してください。指定処理施設の受付時間を過ぎた場合は改めて清掃事務所での確認から手続きを行っていただく必要があります。
- ③ 火災ごみ・転居廃棄物は内容物を確認する必要があるため、塵芥車などの密閉車両では搬入できません。
- ④ 指定処理施設に搬入する場合は、必ず運転日報【見本 No. 3】と一般廃棄物管理票（マニフェスト）を携帯してください。
- ⑤ 一般廃棄物収集運搬業許可証に記載されていない廃棄物を収集運搬することはできません。

◇ 処理施設別搬入受付時間 ◇

(令和8年3月現在)

施設名	平日（月曜～土曜）			日曜搬入
	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	
中央	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
港	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
品川	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
目黒	—	8:20～15:45	—	—
大田(新)	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45
大田(第一)	—	8:20～15:45	—	—
多摩川	—	8:20～15:45	—	—
千歳	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
渋谷	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
杉並	—	8:20～15:45	—	—
豊島	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
板橋	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
練馬	—	8:20～15:45	—	—
光が丘	—	8:20～15:45	—	—
墨田	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
新江東	5:00～8:00	8:20～15:45	—	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45
有明	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
足立	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
葛飾	—	8:20～15:45	—	—
中防処理施設	—	8:00～16:00	—	—

\*搬入終了時間の15分前には、受付を済ませてください。

\*全ての施設で、平日昼休み（12：00～13：00）も受付を行っています。

\*代車による搬入は、平日の昼間時間帯（昼休みを除く）に限ります。

\*北清掃工場、世田谷清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。

## 4 指定処理施設へ持ち込む場合の注意事項

指定処理施設へ廃棄物を持ち込む場合は、次の規制事項等を遵守してください。

### (1) 指定処理施設へ持ち込む場合に携帯するもの

- ① 持込承認カード（継続持込みの場合）
- ② 廃棄物臨時持込確認申請書（臨時持込みの場合）
- ③ 運転日報
- ④ 一般廃棄物管理票（マニフェスト）（マニフェスト適用対象事業者から収集した廃棄物がある場合及び臨時持込みの場合）
- ⑤ マニフェスト発行対象事業者名簿【様式No.39】（マニフェスト適用対象事業者から収集した廃棄物がある場合）

\* 上記の書類等がない場合には、指定処理施設への持込みができません。

### (2) 持込禁止物について

指定処理施設へは、P. 80 の表に掲げる廃棄物を、絶対に持ち込まないよう注意してください。

### (3) 搬入方法及び事故防止について

#### ① 指定搬入出路

指定処理施設の搬入出路は、施設ごとに指定されています。必ず指定された搬入出路を通行してください。なお、清掃一組処理施設の搬入出路は清掃一組のホームページに掲載しています。

(<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/kekaku.html>)

#### ② 廃棄物の運搬上の注意

廃棄物の運搬中は、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講じてください。また、弁当がら等を持ち込むときは、弁当がら等以外のごみを積載せず、荷箱が密閉できる車両で中防処理施設に持ち込んでください。

#### ③ 過積載について

積載重量を超えての廃棄物の積込みは、法令違反であることはもとより、交通事故や車両が清掃工場のごみバンクに転落する事故等の原因となります。このような事故が発生しないよう、廃棄物の無理な積込みは絶対にしないでください。

#### ④ その他

指定処理施設内では、清掃一組又は都の職員の指示、標識等に従うとともに、制限速度、信号等を遵守してください。事故等の際には、施設職員に報告のうえ、自己の責任において処理し、諸施設に損害を与えたときは賠償していただきます。

### (4) 法令等の厳守

関係法令及び要綱を厳守し、指定処理施設へ搬入してください。

### (5) 搬入物検査（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

清掃一組処理施設では、持込禁止物の搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。ご協力をお願いします。

## (6) 持込みに対する制限（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

- ① 廃棄物の受入拒否（持ち帰り指示）
  - ・法令及び規則等により一組施設への持込を禁止している廃棄物（P. 80 指定処理施設へ持ち込むことができない物 参照）を持ち込んだとき。
  - ・環境省令等関係規定に基づく非感染性表示がされていない医療廃棄物を持ち込んだとき。
  - ・車両基準（P. 71 1（2）参照）に反するとき。
  - ・承認された廃棄物及び処理施設に反するとき。
  - ・指定搬入出路に反するとき。
  - ・持込承認カード（代車の場合は代車等使用承認書）不携帯のとき。
  - ・搬入物検査を拒否したとき。
  - ・その他、関係法令等に違反したとき等。
- ② 搬入先等の制限
  - ・搬入計画を守らず、一組施設の運営に支障を及ぼしたとき。
  - ・搬入物検査の集中実施を行うとき。
  - ・廃棄物の受入拒否（持ち帰り指示）に該当する違反行為で指導を受けた者が、その後も違反行為を繰り返し、改善が見られないとき。
- ③ 継続持込みの停止
  - ・搬入先等の制限を受けた者が、その後も違反行為を繰り返し、改善が見られないとき。
  - ・処理施設に重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。
  - ・廃棄物処理手数料等の滞納があるとき。
  - ・持込承認カードの不正使用があるとき。
- ④ 継続持込承認の取消し
  - ・継続持込みの停止を受けた者が、その後も違反行為を繰り返し、改善が見られないとき。
  - ・処理施設に極めて重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。
  - ・継続持込車両の改造等を許可区の区長（清掃協議会）へ届け出ず、重大かつ悪質であるとき。
  - ・一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。
  - ・法の欠格要件に該当するとき。
- ⑤ 全ての持込車両の受入拒否
  - ・臨時持込みを行う者が生活環境の保全かつ処理施設の運営に極めて重大な悪影響を与えるなどの搬入をしたとき。
  - ・継続持込みを行う者が生活環境の保全かつ処理施設の運営に極めて重大な悪影響を与えるなどの搬入をし、継続持込みの承認を取り消されたとき。

## (7) 手数料を滞納した場合の措置（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

- ① 納付すべき手数料の滞納日数が 90 日に達したとき  
現金徴収：搬入の都度、手数料を徴収します。  
※この場合、現金を取り扱っていない処理施設、曜日、時間帯には搬入できません。
- ② 納付すべき手数料の滞納日数が 180 日に達したとき  
搬入停止：全ての処理施設への廃棄物の搬入を停止します。  
※臨時持込みもできません。

## 指定処理施設へ持ち込むことができない物

1	ふん尿及び動物の死体	
2	特別管理一般廃棄物に指定されている物	
3	有害性の物	
4	爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物	
5	液状の物（品川清掃作業所に運搬する場合のし尿を除く。）	
6	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物（ただし、最終処分場に焼却残灰を持ち込む場合は、湿らせるなど飛散防止の対策をしていれば可）	
7	メーカー等の事業者が回収又は引取りをすることが定められている物	
8	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物	
9	特別区の区域外から発生した物	
10	清掃工場にあつては、焼却に適さない物	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金属、ガラス、石、陶器、土砂及びコンクリート等の不燃物</li> <li>② 弁当がら等及び皮革の一部など</li> </ul>
11	清掃工場の管理運営に支障を来すおそれのある物	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 柱・棒状で長さ 50 cm、角・径 10 cm を超える物</li> <li>② 板状で一辺の長さ 50 cm を超える物</li> <li>③ 箱状で対角線の長さ 50 cm を超える物</li> <li>④ 畳においては、1/4 (45cm) 以下に切断されていない物 ※多摩川工場においては、1/5 (36cm) 以下 ※世田谷工場、渋谷工場及び豊島工場においては、一辺の長さが 50 cm 以下</li> <li>⑤ ロール状の物</li> <li>⑥ 豊島工場においては「紙おむつ」（給じん機につまるため）</li> <li>⑦ 冷凍された状態の物、水分を多量に含んだ物、一時に大量に搬入される物など、焼却等の処理に支障を来すおそれのある物</li> <li>⑧ 搬入時間に長時間を要するなど、清掃工場での受入れに支障を来すおそれのある物</li> <li>⑨ その他処理施設で受け入れることが適当でないと管理者が認める物</li> </ul>
12	中防処理施設及び最終処分場にあつては、搬入禁止物及び埋立基準を満たすことができない物	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 清掃工場に搬入可能な可燃物</li> <li>② 外国輸入貨物で、防疫所又は税関等から廃棄処分等の処分の命令が出された物</li> <li>③ 国内貨物で、食品衛生法その他法令により販売停止、廃棄処分等の命令が出された物</li> <li>④ 一時に大量に搬入される物（1日あたりの搬入量が概ね 10 t 以上の物）</li> <li>⑤ 中防処理施設にあつては、切断・破砕等の処理に支障を来すおそれのある物（超大型什器類、耐火金庫、柱・棒状＝長さ 180 cm×直径・幅 30cm を超える物、板状＝縦 180 cm×横 90 cm を超える物、箱状＝縦 180 cm×横 90 cm×奥行 50 cm を超える物、ロール状の物等）</li> <li>⑥ 最終処分場にあつては、著しい悪臭又は刺激臭を発する物</li> </ul>
13	その他、清掃工場、中防処理施設及び最終処分場の管理運営に支障を来すおそれのある物	

\* 中防不燃ごみ処理センターに搬入できる「弁当がら等」は、P. 81 を参照してください。

\* 事業者から排出される廃棄物のプラスチック類は、産業廃棄物です。中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる「弁当がら等」を除き、指定処理施設へ持ち込むことはできません。

## 中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる「弁当がら等」

排出場所等	搬 入 可	搬 入 不 可
<p>* ③ ② ①                      従業員・客の飲食に伴って排出されたものに限る。                      映画館、劇場、飲食に併せて排出されたものに限る。                      旅館、ホテル、宿泊客が排出されたものに限る。                      各種事業所・事務所・オフィス・学校・病院等の従業員、来</p>	<p>1 プラスチック製容器（飲食物用）                      (例) コンビニ弁当容器、弁当屋弁当容器、プリン・ゼリー容器、インスタント食品・カップ麺容器等</p> <p>2 発泡スチロール製容器（飲食物用）                      (例) 惣菜トレイ等（付属したラップフィルムを含む）</p> <p>3 ビニール製容器（飲食物用）                      (例) 菓子袋等</p> <p>4 食品付属物                      (例) 容器の栓・ふた・キャップ、ストロー、寿司中仕切り等</p>	<p>* 左欄に記載したもの以外</p> <p>1 清掃工場に搬入すべき可燃ごみ                      (例) 厨芥、紙くず、木くず、繊維くず等</p> <p>2 産業廃棄物                      (例) ・文房具、針金、電化製品、コンピュータ用品、蛍光灯、ガラス、一斗缶、金属製品等                      ・建設工事現場等から排出される針金、鉄線、ビニールパイプ等                      ・倉庫、運送会社、出版会社等から排出されるビニール、PPバンド、ワイヤー等                      ・食材以外のものを包装していたビニール袋、トレイ、クッション材、PPバンド等</p> <p>3 容易にリサイクルルートにまわせる物                      (例) 飲食に伴って発生するびん、缶、ペットボトル、特定家庭用機器再商品化法対象物等</p> <p>4 施設の安全操業に支障が生じる廃棄物                      (例) 長さ1.8m又は直径30cmを超える物、医療廃棄物等</p> <p>5 特別区の区域外から発生した廃棄物</p>
<p>* ② ①                      飲食場等からの排出物の仕入れ商品の売れ残り商品及び従業員・客の飲食に伴って</p>	<p>1 プラスチック製容器（飲食物用）                      (例) コンビニ弁当容器、弁当屋弁当容器、プリン・ゼリー容器、インスタント食品・カップ麺容器等</p> <p>2 発泡スチロール製容器（飲食物用）                      (例) 惣菜トレイ等（付属したラップフィルムを含む）</p> <p>3 ビニール製容器（飲食物用）                      (例) 菓子袋等</p> <p>4 食品付属物                      (例) 容器の栓・ふた・キャップ、ストロー、中仕切り等</p> <p>5 食品保護用緩衝材                      (例) 発泡スチロール製クッション等</p>	<p>* 左欄に記載したもの以外</p> <p>1 清掃工場に搬入すべき可燃ごみ                      (例) 厨芥、紙くず、木くず、繊維くず等</p> <p>2 産業廃棄物                      (例) ・文房具、針金、電化製品、コンピュータ用品、蛍光灯、ガラス、一斗缶、金属製品等                      ・建設工事現場等から排出される針金、鉄線、ビニールパイプ等                      ・倉庫、運送会社、出版会社等から排出されるビニール、PPバンド、ワイヤー等                      ・食材以外のものを包装していたビニール袋、トレイ、クッション材、PPバンド等                      ・仕入時の魚、野菜等が入っていた発泡スチロール箱等</p> <p>3 容易にリサイクルルートにまわせる物                      (例) 飲食に伴って発生するびん、缶、ペットボトル、特定家庭用機器再商品化法対象物等</p> <p>4 施設の安全操業に支障が生じる廃棄物                      (例) 長さ1.8m又は直径30cmを超える物、医療廃棄物等</p> <p>5 特別区の区域外から発生した廃棄物</p>

\* 食品残さ物等を取り除いてから搬入すること。

◇ 清掃一組処理施設（清掃工場・中防等）一覧 ◇

（令和8年3月現在）

施設名	住 所	電話番号
中央清掃工場	〒104-0053 中央区晴海 5-2-1	3532-5341
港清掃工場	〒108-0075 港区港南 5-7-1	5479-5300
品川清掃工場	〒140-0003 品川区八潮 1-4-1	3799-5353
目黒清掃工場	〒153-0062 目黒区三田 2-19-43	5708-5314
大田清掃工場	〒143-0003 大田区京浜島 3-6-1	3799-5311
多摩川清掃工場	〒146-0092 大田区下丸子 2-33-1	3757-5383
千歳清掃工場	〒156-0056 世田谷区八幡山 2-7-1	3302-2590
渋谷清掃工場	〒150-0011 渋谷区東 1-35-1	3498-5311
杉並清掃工場	〒168-0072 杉並区高井戸東 3-7-6	3334-5301
豊島清掃工場	〒170-0012 豊島区上池袋 2-5-1	3910-5300
板橋清掃工場	〒175-0082 板橋区高島平 9-48-1	5945-5341
練馬清掃工場	〒177-0032 練馬区谷原 6-10-11	3995-5311
光が丘清掃工場	〒179-0072 練馬区光が丘 5-3-1	5967-1356
墨田清掃工場	〒131-0042 墨田区東墨田 1-10-23	3613-5311
新江東清掃工場	〒136-0081 江東区夢の島 3-1-1	5569-5341
有明清掃工場	〒135-0063 江東区有明 2-3-10	3529-3751
足立清掃工場	〒121-0812 足立区西保木間 4-7-1	3859-4475
葛飾清掃工場	〒125-0032 葛飾区水元 1-20-1	5660-5389

中防処理施設管理事務所	〒135-0066 江東区海の森 2-4-79	3599-5324
品川清掃作業所（し尿関係）	〒140-0003 品川区八潮 1-4-11	3799-5361
京浜島不燃ごみ処理センター	〒143-0003 大田区京浜島 3-7-1	3799-5311

\* 北清掃工場、世田谷清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。

## 5 一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）

マニフェストの詳細については、排出場所所管区の清掃事務所に問い合わせてください。

### （1）マニフェスト制度とは

排出事業者が自ら作成した一般廃棄物管理票（マニフェスト\*）を通じて、廃棄物の処理の流れを明確にし、管理する制度です。法第12条の3に規定されている「産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）」とは異なり、23区が事業系一般廃棄物の適正処理の観点から、各区の条例、規則及び要綱により一定の条件に該当する排出事業者に対し使用を義務付けている制度です。

\* 清掃協議会・許可区が立入検査を行うときには、マニフェストの保存、記入内容等の確認も行います。

#### ※ マニフェストとは

事業者が排出する一般廃棄物の種類・量・排出場所等を記載したA票、B票、C票及びD票の4枚からなる複写式の伝票のことをいいます。

### （2）マニフェスト制度の目的

#### ① 廃棄物の処理責任の意識強化

排出事業者が廃棄物の流れを正確に把握することにより、適正に最終処分あるいは中間処理されるまでの責任を意識できます。

#### ② 適正処理の確保

ア 排出事業者・・・委託したとおりに処理されたかどうか確認できます。

イ 収集運搬業者・・・委託された廃棄物を適正に処理した証明になります。

#### ③ 減量・リサイクルの促進

排出事業者が廃棄物の種類や量を把握することにより、減量・リサイクルを促進することができます。

### （3）マニフェスト適用対象事業者

次に挙げる事業者から排出される廃棄物を指定処理施設へ持ち込む場合は、マニフェストの作成が義務付けられています。このときの排出事業者を「マニフェスト適用対象事業者」といいます。

① 事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上（月平均3t以上）排出する事業者

② 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

### （4）マニフェスト適用対象事業者の届出

マニフェスト適用対象事業者は、排出場所を所管する清掃事務所へマニフェスト適用対象事業者届【様式No.38】を提出してください。これに基づき、清掃事務所が排出場所ごとに「排出場所コード」を付与します（ただし、事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者を除く。）。

### （5）使用方法（P.85「**図 マニフェスト伝票の流れ**」参照）

① 排出事業者は、自らマニフェストに必要な事項を記入し、廃棄物とともに伝票4枚全てを収集運搬業者に渡し、収集運搬業者の署名を受けた後、A票をその場で受け取ります。

② 収集運搬業者は、指定処理施設に廃棄物を持ち込む際、B票、C票及びD票を提出してください。

③ 指定処理施設は、提出されたマニフェストの受領確認後、C票を保存し、B票及びD票を収集運搬業者へ返却します。

④ 収集運搬業者は、返却されたB票を自己で保存し、D票を速やかに排出事業者へ返却してくだ

さい。

#### (6) マニフェストの保存年限

マニフェストは、排出事業者（A票及びD票）、収集運搬業者（B票）それぞれ5年間保存してください。

#### (7) マニフェストの使用の中止

排出量が日量100 kg（月量3 t）に満たなくなった排出事業者は、マニフェストの使用を中止することができます。マニフェストの使用を中止したい場合は、排出場所を所管する清掃事務所にマニフェスト非適用届を提出してください。

#### (8) 注意事項

- ① マニフェストを排出事業者から受領したときは、指定処理施設へ提出してください。また、指定処理施設から返却されたマニフェストは速やかに排出事業者へ返却してください。
- ② 産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）と混同しないよう注意してください。

#### (9) マニフェスト適用対象事業者でない排出事業者が、マニフェストを使用する場合

必ず排出場所を所管する清掃事務所で、マニフェスト適用対象事業者届【様式No.38】を提出し、排出場所コードを交付された後、マニフェストを使用してください。

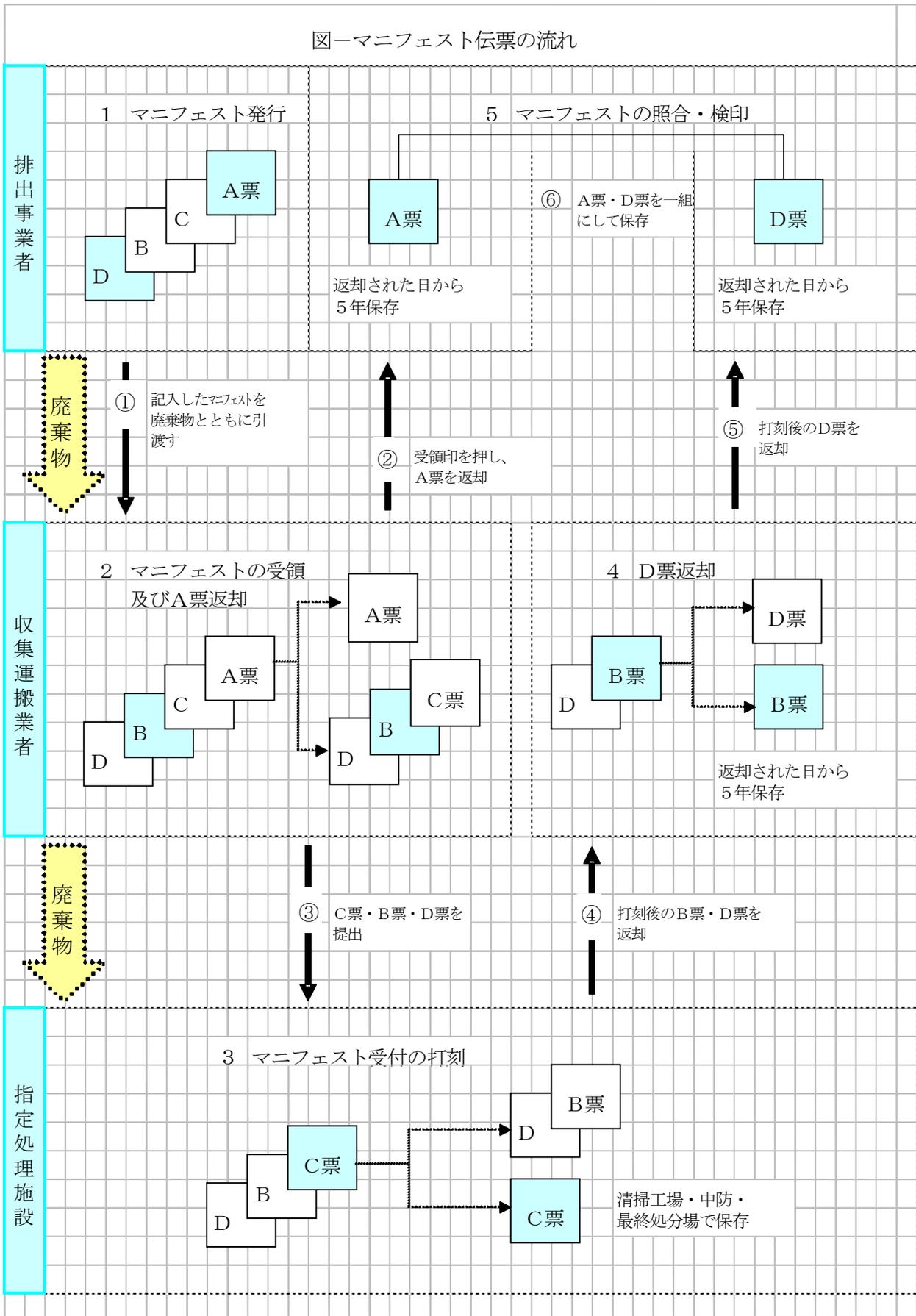
マニフェストの使用を中止する場合も、排出場所を所管する清掃事務所にマニフェスト非適用届を提出してください。

#### (10) マニフェストの入手方法

マニフェストは次の場所で販売されています。

販売先	問合せ先
東京廃棄物事業協同組合 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-28-10 三慶ビル5階	東京廃棄物事業協同組合事務局
	TEL 03 (3232) 6249 FAX 03 (3232) 7004
(一財)東京都弘済会 〒104-0043 中央区湊 1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階	弘済会アシスト
	TEL 03 (6826) 1011 FAX 03 (3551) 0678

図-マニフェスト伝票の流れ



## 6 転居廃棄物の取扱い

### (1) 転居廃棄物とは

転居廃棄物とは、一般家庭の引越に伴って排出される廃棄物で、転居する者が事情により区の指示どおりに排出し難いなどやむを得ない場合に、引越荷物運送業者が、転居する者から委任を受け、自らが管理する所定の場所（清掃事務所に届け出ている倉庫等）に集積したものを、一般廃棄物収集運搬業者に処理委託するものをいいます。

### (2) 転居廃棄物を取扱うためには

転居廃棄物を取り扱うためには、「普通ごみ」の許可が必要です。

また、特別区において、業で取り扱える転居廃棄物は、以下の条件すべてに該当するものです。

- ① 引越荷物運送業者の管理する倉庫\*において引越荷物運送業者から引き渡された一般廃棄物
- ② 引越しする家庭の方からの委任状に記載されている廃棄物
- ③ 特別区の粗大ごみの形状に該当する廃棄物

※ 引越荷物運送業者の管理する倉庫は、あらかじめ所在区へ登録する必要があります。登録されていない倉庫からの廃棄物は転居廃棄物として収集することはできません。

### (3) 運搬車両

転居廃棄物の収集運搬については、以下の条件すべてに該当するダンプ車、コンテナ車等の一般廃棄物収集運搬業の許可車両を使用してください。

- ① 粗大ごみの形状のまま運搬できること。
- ② 積載内容の確認が容易に行えること。
- ③ 自動排出機能を有していること。

### (4) 中防処理施設（粗大ごみ破碎処理施設）への搬入手続き

- ① 搬入希望日の一週間前までに、中防処理施設管理事務所に搬入の予約申込みをしてください。中防処理施設の状況によっては、希望日の持込承認を受けられない場合があります。

中防処理施設管理事務所（技術係） TEL 3599-5324 FAX 3599-5360

- ② 転居廃棄物はすべてP.75「臨時持込み」による搬入になります。通常の臨時持込みの申請書類に加え、以下の書類が必要です。なお、マニフェストは必要ありません。

- ㊦ 転居する家庭の方からの委任状（排出場所を所管する清掃事務所に備えてあります。）
- ㊧ 家庭廃棄物であることを証明できる書類（例：転居する家庭の方との引越契約書の写し、引越代金の領収書の写し）
- ㊨ 中防処理施設管理事務所からの転居廃棄物搬入日等承諾書

### (5) 注意事項

- ① 一般廃棄物収集運搬業者が引越をする家庭から、直接、転居廃棄物を収集運搬することは認められていません。
- ② 特別に処理方法が定められている、パソコンや特定家庭用機器廃棄物などは、中防処理施設へ搬入できません。
- ③ 再利用できるものは再利用処理ルートで処理をしてください。